

令和4年度小児等訪問看護助言指導事業実施要綱

1. 目的

訪問看護ステーションが地域のニーズに沿った質の高い看護を提供すると共に、効率的・効果的な運営を行うためには、訪問看護師の看護実践能力や管理能力などの向上を図ることが必要である。

特に、医療構造改革の進む中で、医療依存度の高い小児が在宅療養する事が多くなっており、小児への訪問看護の充実を図ることが求められている。しかし、小児の訪問看護の希望に対応できる看護師に限りがあり、県内で差異が生じないようにする必要がある。

そこで、小児・障害児への訪問看護の実践力強化を図るとともに、ライフステージに応じた生活場面での支援が滋賀県内どこにおいても受けることができる体制づくりをすすめるため、養成講座を実施する。

2. 事業内容

下記の2事業を実施する。

(1)小児訪問看護助言指導 個別指導（同行訪問等）

ア) 事業概要

小児・障害児への訪問看護を学びたい看護師の所属する訪問看護ステーションに、小児・障害児の訪問に熟練した看護師(指導者)が出向き、現地で小児・障害児への訪問看護の実際を、指導する機会を設け、対応を学ぶ機会を設ける。

イ) 対象

小児・障害児への訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師

ウ) 事業実施期間

令和4年6月1日 ～ 令和5年2月28日

エ) 開催場所

現場での助言指導を得ようとする訪問看護ステーションおよび訪問する利用者宅

オ) 助言指導の申込方法

- ① 相談したい事例について、別紙1にて、同行訪問による助言を依頼する。
- ② 指導助言者より依頼者に連絡し、具体的な日程を調整し、同行訪問による指導を行う。

(2)小児訪問看護助言事業

ア) 事業概要

小児・障害児への訪問看護に関する疑問や困難が生じた場合に、メールおよび電話などにより助言指導を受ける。

イ) 対象

小児・障害児への訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師

ウ) 相談事業実施期間

令和4年6月1日 ～ 令和5年2月28日

エ) 助言指導の申込方法

- ① 相談したい内容について、別紙1にて訪問看護支援センターに送信する。
- ② 指導助言者より、看護師に電話またはメールにて助言する。

3. 実施主体

この事業は、公益社団法人滋賀県看護協会の訪問看護支援センターが主体となり、「訪問看護ステーション ちょこれーと。」の協力を得て実施する。

4. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は看護協会長が別途定める。

付則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。